

学校法人駿河台大学役員報酬等規程

平成 2年 9月 1日 制定
令和 7年 3月 26日 最近改正

(目的)

第1条 この規程は、学校法人駿河台大学（以下、「本法人」という。）寄附行為第60条の規定に基づき、役員報酬等について、定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程で役員とは、学校法人駿河台大学寄附行為に定める理事及び監事をいう。

2 常勤の役員とは、本法人において勤務することが常態である者をいう。

3 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。

4 役員報酬等とは、報酬、特別手当、退職金その他の役員として、職務執行の対価として受ける財産上の利益であってその名称の如何を問わない。この役員報酬等には、駿河台大学教育職員給与規程、駿河台大学事務職員等給与規程及び駿河台大学第一幼稚園給与規程に基づくものを含まない。

5 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

(1) 常勤の役員 報酬、特別手当、退職金

(2) 非常勤の役員については、報酬

(報酬の額)

第4条 常勤の役員報酬月額、次に掲げる俸給表のとおりとする。ただし、常勤の理事が評議員を兼ねている場合には常勤の役員報酬月額のみを支給する。

号俸	本給月額（円）
1	600,000以下
2	650,000
3	700,000
4	750,000
5	800,000
6	850,000
7	900,000
8	950,000
9	1,000,000
10	1,100,000
11	1,200,000
12	1,300,000

2 常勤の役員号俸は、次の各号に掲げる範囲内で理事会の決議を経て理事長が決定する。ただし、常勤の役員のうち教員又は職員を兼務する役員（以下「兼務役員」という。）に該当する役員報酬月額については第5条に定める。

(1) 理事長 8号俸以上12号俸以内

(2) 学長 7号俸以上10号俸以内

(3) 常務理事 7号俸以内

(4) 監事 5号俸以内

3 非常勤の役員に対する報酬月額はそのとおりとする。ただし、支払額は職務内容等を勘案し、理事会の決議を経て理事長が決定する。

(1) 理事 月額50,000円

(2) 監事 月額50,000円

4 前項の規定にかかわらず、特段の理由がある場合は、自己の申し立てにより、無報酬とすることができる。
(兼務役員)

第5条 前条2項ただし書きで規定する兼務役員の報酬月額は次のとおりとする。ただし、報酬月額は教職員給与とのバランス及び責任の度合等を勘酌し、理事長が決定する。

兼務役員 月額 100,000円以内

(特別手当)

第6条 常勤の役員に対して第4条で規定する俸給月額の6ヶ月分(年額)を上限として特別手当を支給する。ただし、支給額は経営内容、本学への貢献度等を勘酌し、理事長が決定する。

2 兼務役員の特別手当は、教職員給与とのバランス及び兼務の状況を勘案し理事長が決定する。

3 非常勤の役員には、特別手当は支給しない。

4 特別手当の支給の時期は、教職員期末手当の支給時期に準じる。

(通勤手当)

第7条 役員には、その通勤の実態に応じ学校法人駿河台大学通勤手当支給規程に定める支給基準に準じて通勤手当を支給する。

(費用)

第8条 役員には、駿河台大学旅費規程に基づき、旅費を支給する。

2 役員が職務に当たって、旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の支給日と支給方法等)

第9条 役員の報酬月額は、教職員給与の支払日に支給する。また、常勤の役員に支給する特別手当の支給の時期は、教職員への期末手当の支払い日に準じる。ただし、法令に基づく所得税、社会保険料等を控除した後の額を支払う。

2 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、日割計算で支給する。日割計算は、駿河台大学就業規則を準用する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得られれば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(退職金)

第10条 常勤の役員が退任又は在任中に死亡したときは、退職金を支給する。

2 退職金は、次のとおりとする。

役員	退職金
常勤の役員	在任年数に、退職時における本給月額を乗じた額

3 在任の年数は、就任の月から起算し、退任又は死亡の月までとする。この場合、在任年数に1年未満の端数があるときは、1年に切り上げるものとする。

4 兼務役員の退職金は、駿河台大学退職慰労金規程又は駿河台大学第一幼稚園規程に基づき支給される退職金とのバランス及び兼務の状況を勘案し理事長が決定する。

5 第1項の規定にかかわらず非常勤の理事及び監事並びに第4条第4項に該当する役員には退職金を支給しない。

(功労金)

第11条 常勤の役員が退任又は在任中に死亡した場合で、特別の功労ありと認められた者に対しては、理事会に諮り、功労金を支給することができる。

2 功労金は、次のとおりとする。

在任期間	功 労 金
20年未満	退職金の1.5倍以内
20年以上40年未満	退職金の2倍以内
40年以上	退職金の3倍以内

(退職金の支給時期)

第12条 退職金は、理事会の決議を経て速やかに支払うものとする。

(退職金の支給方法)

第13条 退職金は、当該役員に直接支給する。

2 死亡の場合は遺族に支給する。この場合、労働基準法施行規則第42条ないし第45条の順位に従って支給する。

(退職金からの控除)

第14条 退職金を支給する場合には、法令に基づく所得税等及び本学に対して負う責務の全額を控除する。

(公表)

第15条 本法人は、この規程をもって私立学校法第151条第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成2年9月1日から施行する。

平成11年4月1日一部改正。

平成12年10月1日一部改正。

平成19年4月19日一部改正。

平成22年9月5日一部改正。

第3条第1項及び第2項の規定は平成23年4月1日から適用する。

平成26年3月25日一部改正、平成26年4月1日から施行する。ただし、改正後の第8条第2項の規定は、平成23年4月1日から適用する。

令和元年9月3日一部改正、令和元年9月5日から施行する。

令和2年3月24日一部改正、令和2年4月1日から施行する。

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。